

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律  
第7条第1項に規定する説明書類

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（以下「金融円滑化法」といいます）第7条第1項の規定に基づき、当金庫が、同法第4条および5条の規定に基づいてとった措置の状況に関する事項、ならびに同法第6条の規定に基づいてとった措置の概要に関する事項を次のとおり開示いたします。

第1 「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令（以下、「府令」といいます）」第6条第1項第1号に規定する金融円滑化法第4条および第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

金融円滑化法に基づく措置の実施に関する方針として、理事会の決議により「金融円滑化基本方針」を定めております。概要は下記のとおりです。

- (1) 当金庫は、共存同栄の理念の下、地域のホームドクターを目指し、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでいます。
- (2) 地域の中小企業および個人のお客さまへの安定した資金供給は、当金庫の最も重要な社会的使命と認識しています。
- (3) お客さまの抱えている問題を十分に理解したうえで、その解決に向け真摯に取り組んでまいります。
- (4) 複数の金融機関から借入れをされているお客さまより、貸付の条件の変更等の申し出があった場合には、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これらの関係機関と緊密な連携を図りながら金融円滑化に努めてまいります。

なお、詳細につきましては、別添資料「金融円滑化基本方針」をご覧ください。

第2 府令第6条第1項第2号に規定する金融円滑化法第4条および第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

金融円滑化法に基づく実施状況を把握するための体制を、「金融円滑化管理規程」「金融円滑化管理マニュアル」等に定めております。

- (1) お客さまから新規融資や貸付条件の変更等のご相談・お申込があった場合、相談・受付から集計・記録の保存に至る事務フローを定めております。

- (2)融資部は、「条件変更受付簿」や「貸付条件の変更等・管理シート」等を基に、貸付条件の変更等の実施状況を集計し、金融円滑化管理責任者に報告する体制をとっております。
- (3)金融円滑化管理責任者は、上記実施状況を常務会及び理事会に報告し、金庫全体で実施状況を把握する体制をとっております。
- (4)金融円滑化管理責任者を委員長とし、関連部署の課長を委員とする『金融円滑化管理委員会』を設置し、金融円滑化の取り組みが適切に行われるよう協議・管理しております。

### 第3 府令第6条第1項第3号に規定する金融円滑化法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

「金融円滑化基本方針」等に基づき、下記のとおり対応しております。

#### (1) 営業店におけるご相談窓口の設置

全ての営業店に「融資返済相談窓口」を設置し、営業店部店長を「金融円滑化営業店責任者」、融資役席者を「金融円滑化営業店主担当者」として配しています。

営業店に寄せられた苦情相談につきましては、同窓口が真摯に対応するとともに、「金融円滑化に係る苦情受付簿」によりコンプライアンス統括部に報告する体制をとっております。

#### (2) 本部における相談・苦情提言受付窓口の設置

①本部における苦情提言受付窓口として、コンプライアンス統括部に専用「フリーダイヤル」・「Eメール・アドレス」を設置し、営業店と連携して適切に対応しております。

②本部における相談受付窓口として、営業統括部に専用「フリーダイヤル」を設置し、営業店と連携して適切に対応しております。

#### お問い合わせ窓口

窓口相談	受付日時	平日（月～金）午前9：00～午後3：00
	受付場所	お客さまのお取引店舗
電話相談	受付日時	平日（月～金）午前9：00～午後5：00
	受付電話	お客さまのお取引店舗または 本部フリーダイヤル 0120-608-386
苦情提言	受付日時	平日（月～金）午前9：00～午後5：00
	受付電話	本部フリーダイヤル 0120-860-034
	Eメール	enkatu@mishima-shinkin.co.jp

（受付：土、日、祝日、12月31日～1月3日を除きます）

#### 第4 府令第6条第1項第4号に規定する金融円滑化法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善または再生のための支援を適切に行うための体制の概要

金融円滑法に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善または再生のための支援を行うための体制を、「金融円滑化管理規程」「金融円滑化管理マニュアル」等に定め構築しております。

- (1)各営業店では、担当がお客さまの経営状況を継続的に把握するよう努めるとともに、サポート営業部と連携して、経営相談への対応、経営指導、経営改善支援などに積極的に取り組む体制をとっております。
- (2)各営業店では、経営改善計画書作成時の助言等を行うほか、必要に応じ、サポート営業部・融資部等本部関連部署と連携して行う取り組みによって、お客さまの事業再生を積極的に支援する体制をとっております。
- (3)住宅ローン等の対面相談対応強化のため、平成22年7月12日付にて三島南支店2階に「サポートセンター夢」を開設、ローンセンターを移設しました。

#### 第5 金融円滑化法第4条に基づく措置の実施状況

別表1～2をご覧ください。

- (別表1)貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額〔債務者が中小企業者である場合〕
- (別表2)貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数〔債務者が中小企業者である場合〕

#### 第6 金融円滑化法第5条に基づく措置の実施状況

別表3～4をご覧ください。

- (別表3)貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額〔債務者が住宅資金借入者である場合〕
- (別表4)貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

以上

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が中小企業者である場合]

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	5,771	17,729	30,262	42,802	54,368	71,824	87,472	100,095				
うち、実行に係る貸付債権の額	673	14,013	24,676	37,279	47,123	60,694	79,136	90,003				
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	363	567	797	947	995	997	1,034				
うち、審査中の貸付債権の額	5,097	2,590	3,462	2,123	2,897	6,091	2,869	4,213				
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	761	1,555	2,601	3,400	4,042	4,469	4,843				
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の額	385	4,339	7,811	11,588	15,365	20,068	25,361	30,109				
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の額	0	91	103	117	189	236	237	239				

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が中小企業者である場合]

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	286	876	1,428	2,130	2,831	3,658	4,448	5,169				
うち、実行に係る貸付債権の数	54	678	1,157	1,829	2,460	3,159	3,990	4,700				
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	12	24	30	41	50	51	55				
うち、審査中の貸付債権の数	232	147	170	142	163	239	181	162				
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	39	77	129	167	210	226	252				
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の数	39	440	746	1,179	1,601	2,074	2,585	3,084				
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の数	0	9	12	14	23	31	32	34				

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	452	1,056	1,597	1,892	2,347	2,997	3,611	4,017				
うち、実行に係る貸付債権の額	101	786	1,224	1,552	1,891	2,377	2,877	3,324				
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	10	47	47	50	66	66	66				
うち、審査中の貸付債権の額	351	193	177	55	124	197	204	99				
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	65	148	237	282	356	462	527				

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	29	74	119	141	171	213	254	289				
うち、実行に係る貸付債権の数	5	48	84	114	134	168	200	237				
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	1	5	5	6	7	7	7				
うち、審査中の貸付債権の数	24	19	18	5	11	12	15	8				
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	6	12	17	20	26	32	37				